

令和5年9月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書
(令和5年度9月補正予算等関係)

教育委員会

* トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和5年9月定例会 議案説明資料目次

教育委員会

【予算関係】

(一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	令和5年度鳥取県一般会計補正予算(第4号)		
	1 補正予算説明資料	(総括表) 教育センター 美術館整備課 体育保健課	3 4 5~7 8
	2 歳入歳出事項別明細書		9~10
	3 債務負担行為に関する調書	教育センター 美術館整備課 体育保健課	11~12

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第4号	鳥取県特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例	人権教育課	13~14
第28号	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立大山青年の家)について	社会教育課	15~19
第29号	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立船上山少年自然の家)について	社会教育課	20~24
第30号	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立生涯学習センター)について	社会教育課	25~30
第35号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例)	教育人材開発課	31~32

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
第7号	長期継続契約の締結状況について	教育環境課 小中学校課	33

議案説明資料総括表

教育委員会(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫 支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計) 教育センター	1,442,066	5,013	1,447,079				5,013	
美術館整備課	1,127,768	241,028	1,368,796				241,028	
合計	61,969,136	246,041	62,215,177				246,041	

(一般会計)	
教育センター	ICT環境整備事業 [債務負担行為] ICT環境整備事業
美術館整備課	鳥取県立美術館整備推進事業 (新)美術作品収集事業 (新)屋外美術作品制作委託事業 [債務負担行為]屋外美術作品制作委託事業
体育保健課	[債務負担行為]県立学校給食費

令和5年度一般会計補正予算説明資料

10款 教育費

1 項 教育総務費

教育センター（電話：0857-28-2323）

2 目 事務局費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
ICT環境整備事業	〔債務負担行為〕 577,077 1,014,572	〔債務負担行為〕 39,482 5,013	〔債務負担行為〕 616,559 1,019,585				〔債務負担行為〕 39,482 5,013	
トータルコスト	1,055,117	5,793	1,060,910	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	5.2人	0.1人	5.3人	契約事務等				

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

県立学校において、インターネットや情報機器を積極的に活用した授業を展開できるよう、必要となる通信環境を整備する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
県立学校のネットワーク環境増強に係る経費	○令和6年度にBYAD※3年目を迎え、西部地区の通信回線が逼迫することが想定されることから、西部地区の回線を東中部地区と同様に専用回線に変更し、通信回線を増強する。 ○今年度を実施したネットワーク調査の結果、県立学校ネットワークの集約機器が老朽化等により、遅延を引き起こす可能性があることが判明したため、当該機器を更新し、BYAD3年目を迎えても遅延なく利用できるよう環境改善を図る。	5,013

※BYAD…Bring Your Assigned Deviceの略。学校が推奨機種を斡旋して個人が私費購入した端末を持ち込み、活用すること。

<債務負担行為の設定>

県立学校において、インターネットや情報ツールを積極的に活用した授業を、安心・安定して展開できるよう、使用料・通信利用料などの債務負担行為を行う。

（単位：千円）

区分	債務負担行為期間	予算額（限度額）
ネットワーク回線利用料及び県立学校ネットワーク集約機器更新	令和6年度から 令和10年度まで	39,482

3 事業目標・取組状況・改善点

<事業目標>

児童・生徒がICTを基盤とした先端技術等の活用が効果的に行えるよう、情報機器の整備や安定したネットワーク環境の整備を図る。

<取組状況・改善点>

- 学校のICT環境整備は、国が「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）（※2024年度まで延長）」で示す水準を目標に進めてきた。
- 「GIGAスクール構想」により児童・生徒が1人1台端末を利用した学習が進むことから、ネットワーク機器やインターネット回線の増強、教職員PCのハイスペック端末導入等、「GIGAスクール構想」実現のための環境整備を令和4年度に実施した。

令和5年度一般会計補正予算説明資料

10款 教育費
6項 社会教育費
3目 博物館費

美術館整備課（電話：0858-47-3011）
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県立美術館整備推進事業	1,077,218	4,323	1,081,541				4,323	
トータルコスト	1,093,592	5,103	1,098,695	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	2.1人	0.1人	2.2人	<ul style="list-style-type: none"> ・まんが王国とっとりの取組をPRする設備の準備を進める。 ・開館に向けた庁内LAN整備を行う。 				

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

令和7年春に開館予定の鳥取県立美術館では、まんがやアニメなどのポップカルチャーをテーマとした企画展を毎年開催することとしているが、企画展の会期に限らず、広く県内外の方に「まんが王国とっとり」の取組を知っていただくために鳥取県が生んだ3巨匠の作品紹介コーナーを常設的に設置する準備を進める。
また、美術館内で県職員が使用する庁内LANを建設工事の作業工程に合わせて整備する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
「まんが王国とっとり紹介コーナー(仮称)」展示什器等の設計業務	著作権者の監修協議を受けながら設計図やグラフィック構成イメージ案等の作成を進め、令和6年度予算で展示製作費を算出するための設計業務委託を行う。	3,179
美術館内における庁内LAN整備事業	美術館内で県職員（学芸員）が使用する庁内LANについて、建設工事の作業工程に合わせ、整備を行う。	1,144
合計		4,323

3 事業目標・取組状況・改善点

＜事業目標＞

令和7年春開館に向けて、PFI事業者と一体となって県民立美術館として開館準備業務を進めるとともに、地元倉吉市から全県展開を図り、県民や関係者の機運醸成を図る。

＜取組状況・改善点＞

令和7年春開館に向けて、県民立美術館を実現するため、県内全域対象に出前説明会を開催するとともに、美術館の目的やコンセプト、アート作品の魅力を発信するキャラバン活動を行っている。

令和5年度一般会計補正予算説明資料

10款 教育費

6項 社会教育費

3目 博物館費

美術館整備課（電話：0858-47-3011）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)美術作品収集事業	0	171,105	171,105				171,105	
トータルコスト	0	171,885	171,885	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	関係業者との調整、発注、契約、支払い				

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

令和7年春の開館を目前とする鳥取県立美術館のコレクションを充実させ、その魅力を高めるため、収集方針に基づき、開館に向けた美術作品の購入を進める。

2 購入候補美術作品一覧

（単位：千円）

分野	作家名	作品名	予算額	収集方針
近世絵画 (3点)	根本幽峨 (1824～1866)	出山御尊像（制作年：嘉永2(1849)年頃）	495	1(1)
	鈴木其一 (1796～1858)	草花図屏風（制作年：弘化元(1844)年頃～安政5(1858)年頃）	19,800	2(1)
	伊藤若冲 (1716～1800)	花鳥魚図押絵貼屏風（制作年：江戸中期）	110,000	2(1)
彫刻 (2点)	八木一夫 (1918～1979)	亀（制作年：1969年）	7,150	1(5)
		墨の本（制作年：1972年）	9,350	
現代美術 (5点)	坂本和也 (1985～)	Landscape gardening（制作年：2013年）	1,430	1(3)
		Resilience（制作年：2021年）	1,980	
	やなぎみわ (1967～)	My Grandmothers AI（制作年：2003年）	3,300	2(3)
	森村泰昌 (1951～)	Brothers (A Late Autumn Prayer)（制作年：1991年）	10,450	2(3)
		Self-portrait / after Brigitte Bardot 2（制作年：1996年）	7,150	
合計			171,105	

※1点7,000万円以上の作品については、次の県議会に財産の取得に関する議案を提出予定。

【収集方針】

1 鳥取県の美術

- (1) 鳥取県に関係した近世以前の美術作品
- (2) 鳥取県にゆかりのある近代作家の美術作品
- (3) 鳥取県にゆかりのある現代作家の美術作品
- (4) 鳥取県の自然や風物などを題材にした美術作品
- (5) 郷土作家とつながりをもつ国内外の作家の優れた美術作品

2 国内外の優れた美術

- (1) 江戸絵画の多様性を示す優れた作品
- (2) 近代（明治～戦前）における各分野の参照点となる優れた作品
- (3) 戦後の美術・文化の流れを示す優れた作品
- (4) 館の内外に半恒久的に設置する作品（現存作家への委託制作作品）

3 同時代の美術の動向を示す作品

- (1) 過去20年間でめざましい活動を行った作家の作品
- (2) 当館の企画展およびスタジオ・プログラムに参加した作家の作品
- (3) 国内外の公立美術館での発表または重要な展覧会に参加した作家の作品

3 事業目標・取組状況・改善点

＜事業目標＞

令和7年春の開館に向けて、収集方針に基づき美術作品の購入を進める。

＜取組状況・改善点＞

令和5年度美術資料収集評価委員会（7月23日開催）にて、収集候補作品として相応しいという評価を得た。

令和5年度一般会計補正予算説明資料

10款 教育費
6項 社会教育費
3目 博物館費

美術館整備課（電話：0858-47-3011）
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)屋外美術作品制作委託事業	0	〔債務負担行為〕 262,400 65,600	〔債務負担行為〕 262,400 65,600				〔債務負担行為〕 262,400 65,600	
トータルコスト	0	66,380	66,380	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	関係業者との調整、発注、契約、支払い				

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

鳥取県立美術館開館に向けて、美術館及び周辺環境の魅力を高めるため、屋外彫刻作品を制作・設置する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

設置個所	作品イメージ	作家（在住地）	予算額		
			令和5年度	令和6年度	合計
エントリーブラザ（1点） ※メインエントランスに向かう経路	最寄りのバス停から美術館に入る正面に位置する広場であり、植栽樹木の並びのなかで人々が行き交い近づくことができる場所に、美術館のコンセプトを象徴する作品を1点制作する。	・青木野枝（日本） ・リー・ウーファン（日本） ・リクリット・ティーラワニット（タイ） ・スーパーフレックス	65,600	262,400 （債務負担行為）	328,000
彫刻の庭（1点） ※メインエントランス横の芝生広場	県民ギャラリーの東側窓に面し、正面入り口など3方向から眺めることのできる芝生の庭の中で、違う角度の離れた場所からも楽しめる作品を1点制作する。	※3人のアーティストで構成（デンマーク） ・中ハシクシゲ（日本・鳥取県） ・鈴木昭男（日本）			
創作の森 他（4点） ※美術館西側	建物の西側に設ける街並みから切り離された空間の中で、来館者がくつろぎ、作品に触れつつ対話できるような素材感を活かした作品や参加型の作品の他、縁側やテラスに設置する小型作品を含め、4点制作する。				

3 事業目標・取組状況・改善点

<事業目標>

令和5年度末に竣工を迎える建物工事の期間中に屋外設置作品の目途を付け、美術館の外構や周辺環境と調和し、かつ人々を館内に招き入れる魅力を持った屋外作品を購入する。

<取組状況・改善点>

屋外作品収集の考え方に沿ったコンセプトの作品を手掛ける作家に現地調査を依頼し、調査結果を元に、制作委託先候補の選定を行った。

令和5年度一般会計補正予算説明資料

10款 教育費

7項 保健体育費

体育保健課（内線：7923）

1目 保健体育総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[債務負担行為] 県立学校給食費	147,418	(債務負担行為) 111,501 0	(債務負担行為) 111,501 147,418				(債務負担行為) 111,501 0	
トータルコスト	159,893	780	160,673	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	1.6人	0.1人	1.7人	県立学校給食の調理委託				

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

倉吉養護学校及び皆生養護学校における学校給食調理業務委託契約が令和5年度末で終了するため、令和6年4月から3年間の複数年契約を行う。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	事業内容	債務負担行為期間	予算額
特別支援学校給食委託	倉吉養護学校及び皆生養護学校の給食について、外部に調理を委託し提供する。	令和6年度から 令和8年度まで	111,501

3 事業目標・取組状況・改善点

＜事業目標＞

- ・県立特別支援学校の学校給食を実施する。

＜取組状況・改善点＞

- ・県立特別支援学校の学校給食の調理業務を民間業者等に委託し実施している。
- ・給食の実施にあたっては、学校給食衛生管理基準に基づく給食従事者の職員健康診断の実施などにより、安全・安心な学校給食を提供している。

令和5年度一般会計補正予算(第4号)歳入歳出事項別明細書(教育委員会)

(単位：千円)

款 項 目	10款 教育費								
	補正前	補正額	補正後	1項 教育総務費					
				補正前	補正額	補正後	2目 事務局費		
節 別	補正前	補正額	補正後				補正前	補正額	補正後
1 報 酬	1,878,191		1,878,191	409,355		409,355	380,834		380,834
2 給 料	26,197,243		26,197,243	500,446		500,446	500,446		500,446
3 職 員 手 当 等	15,048,124		15,048,124	412,633		412,633	412,522		412,522
4 共 済 費	8,437,629		8,437,629	242,070		242,070	241,796		241,796
5 災 害 補 償 費									
6 恩 給 及 び 退 職 年 金	22,345		22,345	22,345		22,345			
7 報 償 費	132,561		132,561	92,910		92,910	1,475		1,475
8 旅 費	463,234		463,234	216,972		216,972	22,733		22,733
費 用 弁 償	74,724		74,724	28,922		28,922	15,366		15,366
普 通 旅 費	333,258		333,258	147,595		147,595	6,900		6,900
特 別 旅 費	55,252		55,252	40,455		40,455	467		467
9 交 際 費	300		300	300		300			
10 需 用 費	1,224,819		1,224,819	945,310		945,310	332,077		332,077
11 役 務 費	266,322	1,724	268,046	189,637	1,724	191,361	47,574	1,724	49,298
12 委 託 料	2,671,575	72,948	2,744,523	947,280	3,025	950,305	159,524	3,025	162,549
13 使 用 料 及 び 賃 借 料	1,188,919	264	1,189,183	1,038,853	264	1,039,117	804,280	264	804,544
14 工 事 請 負 費	1,943,983		1,943,983	1,460,397		1,460,397			
15 原 材 料 費	10,545		10,545	845		845	845		845
16 公 有 財 産 購 入 費									
17 備 品 購 入 費	274,893	171,105	445,998	119,781		119,781	3,171		3,171
18 負 担 金 、 補 助 金 及 び 交 付 金	1,929,413		1,929,413	1,545,571		1,545,571	5		5
19 扶 助 費	98,731		98,731	98,581		98,581			
20 貸 付 金	1,848		1,848	1,848		1,848			
21 補 償 、 補 填 金 及 び 賠 償 金									
22 償 還 金 、 利 子 及 び 割 引 料	32,905		32,905	32,905		32,905			
23 投 資 及 び 出 資 金									
24 積 立 金	144,968		144,968	144,968		144,968	144,968		144,968
25 寄 付 金									
26 公 課 費	372		372	372		372			
27 繰 出 金	216		216	216		216			
予 備 費									
計	61,969,136	246,041	62,215,177	8,423,595	5,013	8,428,608	3,052,250	5,013	3,057,263
財 源 内 訳									
国 庫 支 出 金	11,027,867		11,027,867	1,564,765		1,564,765	328,982		328,982
地 方 債	1,529,000		1,529,000	1,169,000		1,169,000			
そ の 他	1,684,371		1,684,371	326,818		326,818	148,489		148,489
一 般 財 源	47,727,898	246,041	47,973,939	5,363,012	5,013	5,368,025	2,574,779	5,013	2,579,792

令和5年度一般会計補正予算(第4号)歳入歳出事項別明細書(教育委員会)

(単位：千円)

款 項 目						
	6項 社会教育費					
				3目 博物館費		
節 別	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	104,259		104,259	1,213		1,213
2 給 料	336,251		336,251			
3 職 員 手 当 等	206,178		206,178			
4 共 済 費	126,958		126,958			
5 災 害 補 償 費						
6 恩 給 及 び 退 職 年 金						
7 報 償 費	13,177		13,177	8,234		8,234
8 旅 費	36,379		36,379	20,777		20,777
費 用 弁 償	7,252		7,252	1,310		1,310
普 通 旅 費	20,821		20,821	15,054		15,054
特 別 旅 費	8,306		8,306	4,413		4,413
9 交 際 費						
10 需 用 費	73,521		73,521	37,276		37,276
11 役 務 費	34,635		34,635	18,554		18,554
12 委 託 料	1,431,445	69,923	1,501,368	1,176,783	69,923	1,246,706
13 使 用 料 及 び 賃 借 料	94,455		94,455	7,334		7,334
14 工 事 請 負 費	393,490		393,490			
15 原 材 料 費						
16 公 有 財 産 購 入 費						
17 備 品 購 入 費	91,961	171,105	263,066	12,771	171,105	183,876
18 負 担 金 、 補 助 金 及 び 交 付 金	162,198		162,198	90,189		90,189
19 扶 助 費						
20 貸 付 金						
21 補 償 、 補 填 金 及 び 賠 償 金						
22 償 還 金 、 利 子 及 び 割 引 料						
23 投 資 及 び 出 資 金						
24 積 立 金						
25 寄 付 金						
26 公 課 費						
27 繰 出 金						
予 備 費						
計	3,104,907	241,028	3,345,935	1,373,131	241,028	1,614,159
財 源 内 訳						
国 庫 支 出 金	797,895		797,895	764,090		764,090
地 方 債	360,000		360,000			
そ の 他	21,122		21,122	14,374		14,374
一 般 財 源	1,925,890	241,028	2,166,918	594,667	241,028	835,695

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備考	
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源		
							国庫支出金	地 方 債	そ の 他			
令和5年度 屋外美術作品制作委託 事業	美術館整備 課	千円 262,400		千円	令和6年度	千円 262,400	千円	千円	千円	千円	千円 262,400	屋外美術作品制作 委託
令和5年度 県立学校給食費	体育保健 課	111,501			令和6年度から 令和8年度まで	111,501					111,501	給食業務委託

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

変更分

事 項	課名	限度額		前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備考
				期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源	
								国庫支出金	地 方 債	そ の 他		
令和5年度 ICT環境整備事業	教育セン ター	補 正 前	千円 577,077			令和6年度から 令和13年度まで	577,077				千円 577,077	
		補 正	39,482			令和6年度から 令和10年度まで	39,482				39,482	ネットワーク回線 利用料及び県立 学校ネットワーク 集約機器更新
		補 正 後	616,559			令和6年度から 令和13年度まで	616,559				616,559	

条例名等	鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 申請等の際に提出する書類の削減等により県民の利便の向上を図るため、個人番号を利用する事務を拡大するものである。</p> <p>2 概要 (1) 個人番号を利用することができる事務に、私立の高等学校その他の学校への就学に要する費用の援助に関する事務を追加する。 (2) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日 公布日とする。</p>

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成28年鳥取県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
略		略	
5 知事	私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）への就学に要する費用の援助に関する事務（法別表第1の91の項に掲げる事務を除く。）であって、規則で定めるもの	5 知事	私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に規定する高等学校等をいう。）への就学に要する費用の援助に関する事務（法別表第1の91の項に掲げる事務を除く。）であって、規則で定めるもの
略		略	
8 教育委員会	<u>高等学校等、高等学校の専攻科、中等教育学校の後期課程の専攻科及び特別支援学校（高等部を除く。）</u> への就学に要する費用の援助に関する事務（法別表第1の26の項及び91の項に掲げる事務を除く。）であって、教育委員会規則で定めるもの	8 教育委員会	<u>県立学校</u> への就学に要する費用の援助に関する事務（法別表第1の26の項及び91の項に掲げる事務を除く。）であって、教育委員会規則で定めるもの
略		略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

<p>条例名等</p>	<p>公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立大山青年の家)について</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 公の施設の名称 鳥取県立大山青年の家</p> <p>(2) 指定管理者 鳥取市扇町21番地 公益財団法人鳥取県教育文化財団 理事長 福本 慎一</p> <p>(3) 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで</p> <p>(4) 理由 大山青年の家の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、公益財団法人鳥取県教育文化財団を指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>(参考) 選定方法:公募</p>

鳥取県立大山青年の家の指定管理候補者の選定について

鳥取県立大山青年の家の指定管理者について、鳥取県教育委員会指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえて検討を行った結果、次の団体を指定管理候補者として決定した。

1 指定管理候補者

公益財団法人鳥取県教育文化財団 鳥取市扇町21番地
理事長 福本 慎一

2 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

3 指定管理料の額

193,655,000円（債務負担行為額193,655,000円）
[参考] 単年度委託料の額 38,731,000円

4 選定理由

鳥取県立大山青年の家の指定管理者の指定に当たって応募があったのは上記1団体であった。審査委員会において青少年社会教育施設設置管理条例第7条の基準に基づき総合的に審査した結果、上記1の候補者が指定管理候補者として適当であると認める。

[選定理由]

財政基盤も安定しており、これまでの指定管理施設の管理運営の経験から施設設備の維持管理や危機対応等各種業務に関するノウハウも有している。また、当該施設の設置目的を理解した上で、体験活動を組織的に提供する教育機関として利用者がその効果を十分に享受できるよう県職員と緊密に連携し、事業に取り組む方針を明確にしている。

さらに、新しい活動メニューの開発や他の施設等とも連携した広域的な観光情報の発信等サービスの向上、施設の利用促進に向けた方策を提案している。

5 公募の経緯

(1) 募集期間（募集要項配布から募集締め切りの日まで）

令和5年6月19日（月）から同年8月3日（木）まで（現地説明会7月19日（水））

(2) 応募者

応募者	所在地	代表者名
(公財)鳥取県教育文化財団	鳥取市扇町21番地	理事長 福本 慎一

6 審査の経緯

(1) 審査委員

氏名	所属等
岩田 直樹（委員長）	公立大学法人公立鳥取環境大学 特任教授
高田 充征（副委員長）	高田税理士事務所 税理士
齋藤 匠	前伯耆町立岸本小学校 校長 ※8月8日は欠席
矢倉 美和子	ミライトひえづ 室長
林 憲彰	鳥取県教育委員会事務局次長

(2) 開催経緯

第1回審査委員会

令和5年6月12日(月)

県立大山青年の家の概要説明、募集要項等の審議

第2回審査委員会

令和5年8月8日(火)

指定管理候補者の面接審査の実施、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の審査

(3) 選定基準

	選定基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (青少年社会教育施設設置管理条例第7条第4号)	・管理の基本的な考え方の適合性 (施設設置目的の理解 指定管理者を希望する理由 管理運営の方針)	必須
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (青少年社会教育施設設置管理条例第7条第1号)	・施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容(サービス向上策、利用促進策等) ・管理の基準 (開館時間、休館日、利用料金等の設定 個人情報保護、情報の公開) ・施設設備の維持及び衛生管理の水準 ・利用者の安全確保(事故・事件の防止措置) ・利用者等の要望の把握	25
3	管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (青少年社会教育施設設置管理条例第7条第1号)	・収支計画及び見積内容 ・支出計画の見通し ・県の指定管理料額	20
4	管理業務を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (青少年社会教育施設設置管理条例第7条第2号)	・法人の財政基盤、経営基盤 ・組織及び職員の配置等 ・現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ・関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ・法人等の社会的責任の遂行状況 (障がい者雇用 男女共同参画推進企業等の認定等 ISO14001・TEAS I種規格等の認証等 あいサポート企業等の認定等 家庭教育推進協力企業の協定) ・当該施設の管理運営実績評価	30
5	教育委員会の行う事業等に積極的に協力するものであること。 (青少年社会教育施設設置管理条例第7条第2号)	・所内での連携についての方針 ・受入事業等の実施の際の協力・方法	25

(4) 審査結果（面接及び書類審査）

選定基準	得点 (配点)	評 価
1	適	・施設開所当初からの運営実績もあり、運営に対しての考え方、ノウハウを十分有している。
2	17.75 (25)	・自主事業に向けた取組が優れている。 ・激甚気象（猛暑、大雨等）が頻発しており、利用者の安全確保、施設設備の維持管理に今まで以上に取り組んでほしい。 ・SNSを活用した情報発信のレベルを高め、多くの利用者の獲得を期待したい。
3	10.75 (20)	・支出計画が詳細に計画されており、確かな積算に基づく適切な収支計画となっている。
4	20.25 (30)	・財政基盤が安定しており、経営状況も良好である。 ・法人の他部門の職員との連携による人材育成及び事業展開に期待したい。
5	20.5 (25)	・様々なネットワークを活用して、新たな事業（エコツーリズム等）を企画運営して欲しい。 ・新たな利用者ニーズを積極的に把握し、県教育委員会との連携のもと教育活動の充実を一層図って欲しい。
合計	69.25 (100)	※点数は委員4名の平均

※点数は委員4名の平均

7 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 管理運営の基本的な考え方

- ・大山青年の家は鳥取県が設置している社会教育施設であり、質の高い体験活動を組織的に提供できる教育機関であることを十分意識した上で、その効果を楽しむよう所長等と密接に連携して事業を補助し、諸規程を遵守しながら円滑な運営に積極的に協力する。
- ・利用者への最大のサービスは安全安心な環境と充実した時間の中でしっかりした研修や自然体験ができることと考えており、利用者には笑顔で挨拶の励行、利用者等との対応では、活動に係る協議内容を確実に確認し、関係者全員で情報共有して、トラブル防止、気持ちの良い接遇に努める。
- ・実際の活動に際しては、効率的で充実した体験が出来るよう、企画に沿った施設や器具の準備の打合せにも参画し、県の指導員への補助・協力を努める。

(2) 管理の基準・サービスの提供内容

- ・日常から職員による巡視、点検で快適な環境の維持と異常の早期発見に努め、また毎年実施される「教育施設建設設備定期点検」の結果を確認して、修繕を要する箇所は県に報告した上で、早期に修繕を行い、被害の拡大を防止する。
- ・利用者が気持ち良く活動に参加できるよう職員の応接力の向上を図るとともに、利用者とのトラブルを防ぐため、打合せ結果等の情報を共有し、その確認を励行する。
- ・新しい活動メニューの開発、必要な備品の購入など県の指導担当と協力し、利用者の満足度向上に努める。
- ・県内外の利用者向けに観光パンフレット、近隣の施設状況の提供など大山青年の家を情報発信や観光などでもハブ機能を発揮できるよう工夫していく。

(3) 県事業との連携・協力

- ・県の社会教育施設であることを認識し、受付から終了まで利用者が自然体験活動、生涯学習の効果を十分に享受できるよう県の指導部門と常に連携しながら業務を行う。

- ・受付段階では、聞き取り内容を県の指導部門へ速やかに報告し、指導部門が予約受付を円滑に実施できるよう利用者との連絡に当たる。事業計画段階では、活動場所や用品の準備など活動内容への提案をしたり、研修内容やスケジュールに応じて職員の勤務時間帯を編成するなど研修の充実と円滑な実施に向け、綿密な連携を行う。
- ・受入事業・主催事業の実施に当たっては、各課程において県指導部門と連携して進め、食事数の変更やアレルギー対応等についても給食会へ連絡するとともに職員に伝える。

<p>条 例 名 等</p>	<p>公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立船上山少年自然の家)について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 公の施設の名称 鳥取県立船上山少年自然の家</p> <p>(2) 指定管理者 TKSS・富士総合警備保障共同企業体 代表者 米子市米原八丁目11番49号 株式会社TKSS 代表取締役 田中 富士夫</p> <p>鳥取市商栄町405番地1 富士総合警備保障株式会社 代表取締役 谷口 道明</p> <p>(3) 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで</p> <p>(4) 理由 船上山少年自然の家の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、TKSS・富士総合警備保障共同企業体を指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>(参考) 選定方法:公募</p>

鳥取県立船上山少年自然の家の指定管理候補者の選定について

鳥取県立船上山少年自然の家の指定管理者について、鳥取県教育委員会指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえて検討を行った結果、次の団体を指定管理候補者として決定した。

1 指定管理候補者

TKSS・富士総合警備保障共同企業体

（代表）株式会社TKSS 代表取締役 田中富士夫 米子市米原八丁目11番49号
富士総合警備保障株式会社 代表取締役 谷口道明 鳥取市商栄町405番地1

2 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

3 指定管理料の額

200,605,000円（債務負担行為額200,605,000円）

[参考] 単年度委託料の額 40,121,000円

4 選定理由

鳥取県立船上山少年自然の家の指定管理者の指定に当たって応募があったのは上記1団体であった。審査委員会において青少年社会教育施設設置管理条例第7条の基準に基づき総合的に審査した結果、上記1の候補者が指定管理候補者として適当であると認める。

[選定理由]

財政基盤も安定しており、これまでの指定管理施設の管理運営の経験からしっかりとしたコスト意識に基づく経営や業務に関するノウハウを有している。また、指定管理施設に配置する職員には接遇や、危機管理等様々な研修による人材育成の方針を明確に打ち出している。

さらに、普段の業務の中での県職員との円滑な意思疎通、緊密な連携だけでなく周辺地域、関係団体とも連携を進めるなどしながら、施設の利用促進やサービス向上の方策が提案されている。

5 公募の経緯

(1) 募集期間（募集要項配布から募集締め切りの日まで）

令和5年6月19日（月）から8月3日（木）まで（現地説明会の希望なし）

(2) 応募者

応募者	所在地	代表者名
TKSS・富士総合警備保障共同企業体	米子市米原八丁目11番49号	代表取締役 田中富士夫

6 審査の経緯

(1) 審査委員

氏名	所属等
岩田 直樹（委員長）	公立大学法人公立鳥取環境大学 特任教授
高田 充征（副委員長）	高田税理士事務所 税理士
中江 人美	北栄人権文化センター 館長
松浦 靖明	みささこども園 コーディネーター
林 憲彰	鳥取県教育委員会事務局 次長

(2) 開催経緯

第1回審査委員会

令和5年6月12日(月)

県立船上山少年自然の家の概要説明、募集要項等の審議

第2回審査委員会

令和5年8月8日(火)

面接審査の実施後、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の審査

(3) 選定基準

	選定基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (青少年社会教育施設設置管理条例第7条第4号)	・管理の基本的な考え方の適合性 (施設設置目的の理解 指定管理者を希望する理由 管理運営の方針)	必須
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (青少年社会教育施設設置管理条例第7条第1号)	・施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容(サービス向上策、利用促進策等) ・管理の基準 (開館時間、休館日、利用料金等の設定 個人情報保護、情報の公開) ・施設設備の維持及び衛生管理の水準 ・利用者の安全確保(事故・事件の防止措置) ・利用者等の要望の把握	25
3	管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (青少年社会教育施設設置管理条例第7条第1号)	・収支計画及び見積内容 ・支出計画の見通し ・県の指定管理料額	20
4	管理業務を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (青少年社会教育施設設置管理条例第7条第2号)	・法人の財政基盤、経営基盤 ・組織及び職員の配置等 ・現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ・関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ・法人等の社会的責任の遂行状況 (障がい者雇用 男女共同参画推進企業等の認定等 ISO14001・TEAS I種規格等の認証等 あいサポート企業等の認定等 家庭教育推進協力企業の協定) ・当該施設の管理運営実績評価	30
5	教育委員会の行う事業等に積極的に協力するものであること。 (青少年社会教育施設設置管理条例第7条第2号)	・所内での連携についての方針 ・受入事業等の実施の際の協力・方法	25

(4) 審査結果（面接及び書類審査）

選定基準	審査結果 (平均点)	評 価
1	適	<ul style="list-style-type: none"> これまでの運営実績を踏まえ、魅力ある船上山少年自然の家となるようこれまで以上の管理運営に努めていただきたい。 今後、SDGsについて意識した運営を行う必要が出てくるかもしれない。
2	17.2 (25)	<ul style="list-style-type: none"> 利用者等の要望の把握、利用促進等のためのSNSのさらなる活用を望む。 地産地消へ向けた取組がされており期待できる。 事故防止及び対応については、ノウハウの多い会社が参画しているので、そのノウハウを活用いただければ、さらに安全性が高まる。
3	9.6 (20)	<ul style="list-style-type: none"> 過去の実績を踏まえた計画となっており適切である。 今後の収支計画は重要なため積算をより明確にされたい。
4	20.6 (30)	<ul style="list-style-type: none"> 財務状況、経営状況とも非常に安定している。 利用者が減少傾向であり、今以上の利用者確保の取組を期待したい。 引き続き、許可等の文書発送時、複数人の目を通るような体制の中で誤発送がないよう配慮されたい。
5	18 (25)	<ul style="list-style-type: none"> 定期的運営会議等の開催で、県職員との意見交換を充実し、魅力あるプログラムの開発実施を行ってほしい。 日本海駅伝競走大会や南部忠平杯くらし女子駅伝競走大会の出場校への宿泊誘致のように、今後も、各種大会参加者（参加校）への勧誘を行ってほしい。
合計	65.4 (100)	

※点数は委員5名の平均

7 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 管理運営の基本的な考え方

- 社会教育施設としての役割を認識し、幼児から一般までの方、また高齢者や障がい者の方々全てが自然と触れ合い、教育文化活動、スポーツ活動などに取り組み、笑顔で活力ある体験活動を送ることができるよう様々な支援を行う。
- 目まぐるしく変化する現在、青少年が抱える様々な課題に対して、体験活動の重要性を高め青少年の健全育成に努め、船上山少年自然の家になにが求められているかを職員一人ひとりが常に考えながら行動する。
- 学校等の利用団体の体験活動への積極的な支援を行うほか、利用者の目的が達成できるよう、柔軟に利用者の立場に立った対応を行う。
- 山間僻地という立地の中で、事件、事故に迅速に対応できるよう地域の関係各機関とのネットワーク構築を図るとともに、平時から地域住民と連携しながら、より多くの目で利用者の活動の安全を見守る。

(2) 管理の基準・サービスの提供内容

- 短期～中長期的観点から維持管理コストを最適化する。
- 建築物保守及び警備・防災に関する講習を毎年開催するほか、機器・設備の取扱い教育、緊急時の対応教育を年1回実施。
- 苦情対応教育のため年1回のマナー教室を実施。

- ・年2回常勤社員による前期の振り返りを行い、業務の見直しを行うとともに来期の目標を定める。
- ・利用者アンケートにより利用者の意向を把握するとともに必要な対応を行う。
- ・利用者受傷時の氷の提供、救急用品の配置、膝掛け用毛布・車椅子の貸し出しを実施。
- ・スマートフォン・携帯電話充電器の貸し出しを実施。

(3) 県事業との連携・協力

- ・県の指導部門との連携を深めるため、指導研修内容、災害・事故時の救護方法を熟知する。
- ・県の主催事業をさらに魅力的なものにできるよう協力を行う。
- ・事業が集中し、県職員が事務室に不在の時にも電話や受付に支障がないよう指定管理者が対応できる体制をとる。

<p>条 例 名 等</p>	<p>公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立生涯学習センター)について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 公の施設の名称 鳥取県立生涯学習センター</p> <p>(2) 指定管理者 鳥取市扇町21番地 公益財団法人鳥取県教育文化財団 理事長 福本 慎一</p> <p>(3) 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで</p> <p>(4) 理由 生涯学習センターの管理業務を効果的かつ効率的に行うため、公益財団法人鳥取県教育文化財団を指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>(参考) 選定方法:公募</p>

鳥取県立生涯学習センターの指定管理候補者の選定について

鳥取県立生涯学習センターの指定管理者について、鳥取県教育委員会指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえて検討を行った結果、次の団体を指定管理候補者として決定した。

1 指定管理候補者

公益財団法人鳥取県教育文化財団 鳥取市扇町21番地
理事長 福本 慎一

2 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

3 指定管理料の額

438,365,000円（債務負担行為額438,365,000円）
[参考]単年度委託料の額 87,673,000円

4 選定理由

鳥取県立生涯学習センターの指定管理者の指定に当たって応募があったのは上記1の1団体であった。審査委員会において指定手続条例第5条及び生涯学習センター条例第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、上記1の候補者が指定管理候補者として適当であると認める。

[選定理由]

財政基盤も安定しており、これまでの指定管理施設の管理運営の経験から施設設備の維持管理や危機対応など各種業務に関するノウハウも有している。また、当該施設の設置目的を理解した上で、高等教育機関や市町村等とも連携しながら、生涯学習に係る企画立案を行っている。

さらに、フィールドワーク等の学習手法も取り入れながら、参加者による主体的な学びの成果が地域づくり等に活かせるような企画の提案を行っている。

5 公募の経緯

(1) 募集期間（募集要項配布から募集締め切りの日まで）

令和5年6月19日（月）から8月3日（木）まで（現地説明会7月10日（月））

(2) 応募者

応募者	所在地	代表者名
(公財)鳥取県教育文化財団	鳥取市扇町21番地	理事長 福本 慎一

6 審査の経緯

(1) 審査委員

氏名	所属等
岩田 直樹（委員長）	公立大学法人公立鳥取環境大学 特任教授
高田 充征（副委員長）	高田税理士事務所 税理士
太田垣 尚子	鳥取県高等学校PTA連合会 事務局長
佐々木 貴子	ガールスカウト鳥取県連盟
林 憲彰	鳥取県教育委員会事務局 次長

(2) 開催経緯

第1回審査委員会

令和5年6月6日(火)

県立生涯学習センターの概要説明、募集要項等の審議

第2回審査委員会

令和5年8月8日(火)

面接審査の実施後、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の審査

(3) 選定基準

	選定基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	・管理の基本的な考え方の適合性 〔施設設置目的の理解 指定管理者を希望する理由 管理運営の方針〕	必須
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	・施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容(サービス向上策、利用促進策等) ・施設設備の維持及び衛生管理の水準 ・管理の基準 〔開館時間、休館日、利用料金等の設定 個人情報保護、情報の公開〕 ・利用者等の要望の把握・対応方針 ・事故・事件の防止措置	30
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	・収支計画及び見積内容 ・支出計画の見通し ・県の指定管理料額の多寡	25
4	管理業務を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	・法人の財政基盤、経営基盤 ・組織及び職員の配置等 ・現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ・関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ・法人等の社会的責任の遂行状況 〔障がい者雇用 男女共同参画推進企業等の認定等 ISO14001・TEAS I種規格等の認証等 あいサポート企業等の認定等 家庭教育推進協力企業としての協定締結〕 ・当該施設の管理運営状況の実績評価	20

5	教育委員会が行う事業における生涯学習センターの優先的な利用、教育委員会との連携及び調整が確保されるものであること。 (生涯学習センター条例第5条第1号)	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会行う事業における生涯学習センターの優先的な利用の確保策 ・教育委員会との連携及び調整方針 	必須
6	生涯学習センターの利用を通じた生涯学習の普及振興を行うこと。 (生涯学習センター条例第5条第2号) その他教育委員会が生涯学習センターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項。 (生涯学習センター条例第5条第3号)	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習センターの利用を通じた生涯学習の普及振興に関する業務の実施方針 ・生涯学習センターの利用を通じた生涯学習の普及振興に関する業務の企画・立案及び実施能力 ・とっとり県民カレッジ講座の企画、運営及び生涯学習情報の提供に関する業務の実施方針 ・とっとり県民カレッジ講座の企画、運営能力 ・生涯学習情報の提供に関する業務の企画・立案及び実施能力 	25

(4) 審査結果 (面接及び書類審査)

選定基準	得点 (配点)	評 価
1	適	<ul style="list-style-type: none"> ・長年の管理運営実績もあり、運営に対する考え方、ノウハウを十分に持っている。 ・県、市町村、高等教育機関との連携についての考え方が評価できる。
2	22.8 (30)	<ul style="list-style-type: none"> ・今までの事業実績を踏まえつつ、新たな事業展開の計画や料金支払のキャッシュレス決済導入等、サービス向上に取り組んでいる。 ・防災のための日常的な対応は評価できる。 ・高校生等の自主学習支援等利便性の向上に努めてほしい。 ・利用状況による閉館時間の変更については今後の状況を注意する必要がある。
3	13.2 (25)	<ul style="list-style-type: none"> ・確かな積算に基づき適切な収支計画である。 ・維持管理費、消耗品費の年次的減額は対応可能であるか検討をお願いしたい。
4	14.7 (20)	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍において、困難な時期を安定的に対応した経営は評価できる。 ・今後のインターネットの利便性(Wi-Fi)の環境整備に期待する。 ・今後必要とされる職員の雇用や人材育成にも取り組んでいるが、さらにデジタル人材を確保して、利用団体等にも支援して欲しい。
5	適	<ul style="list-style-type: none"> ・県教育委員会の利用が確保されている。 ・今までも生涯学習事業は県教育委員会と連携して取り組んでおり、今後も良い状況が継続すると見込まれる。

6	19.4 (25)	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育士の適切な指導により生涯学習の振興を図ってほしい。 ・県立夜間中学（令和6年度開校）へのサポートを期待したい。 ・より多くの県民に対して生涯学習が普及するよう、施設利用以外のアウトリーチ型や、出前型の事業等を積極的に企画実施してほしい。
合計	70.1 (100)	

※点数は委員5名の平均

7 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 生涯学習の普及振興の取組

ア 組織体制

- ・社会教育士及び生涯学習相談員を配置し、生涯学習に関するさまざまな相談に対応する。

イ 学習相談の実施

- ・県教育委員会や市町村、各種学習機関等と連携するとともに、独自調査により情報の収集及び整理を行い、各種の相談に対応する。

ウ 県内学習団体の支援

- ・生涯学習スクール「まなび（※）」の拡大

東部を中心とした「まなび」の支援継続に加え、中・西部の学習団体の活動をさらに支援するため生涯学習誌「生涯学習とっとり」による広報に努め、学習団体の交流会である「まなび・ふれあい交流会」への中・西部の団体の参加を促す。

※登録団体について施設の優先利用、とっとり県民カレッジ連携講座登録等による広報、学習成果発表の場（交流会）の提供等により支援する仕組

- ・様々な課題を抱える地域づくり等へ意欲のある個人・団体のため、社会教育士を配置して、これまでのコーディネート経験を活かしながら、生涯学習相談や情報提供、課題解決型講座の企画・運営を積極的に行う。

エ とっとり県民カレッジ講座の企画・運営

- ・企画段階から市町村等との連携を密にし、市町村が抱える課題や受講者の要望、社会の要請等を踏まえ、有識者の意見を聴きながら、若者、子育て世代、高齢者、或いは社会全体の現代的課題を多角的に分析し、テーマを設定して効果的な学習プログラムの構築を図る。
- ・課題解決型・参加型の講座とし、実践発表、フィールドワーク、グループワーク等の学習の手法を取り入れ、参加者が主体的に学び、学びの成果が地域づくり等に着実に活かせるよう企画する。
- ・高等教育機関と連携した講座を設定し、ライブ配信業務を行う。

オ 自主企画事業の実施

- ・学習団体の交流会である「まなび・ふれあい交流会」を通じて学習成果の発表と交流を行い、生涯学習の機運醸成を図る。
- ・（公財）鳥取県看護協会と連携した「まちの保健室」講座など県民のニーズや要望を把握しながら自主事業を企画実施していく。

(2) 管理運営の基本的な考え方

- ・生涯学習センターの設立趣旨や生涯学習推進施策を進めるための中核拠点施設であることを十分に意識し、県教育委員会と連携して管理運営を行う。
- ・施設利用を通じて生涯学習・社会教育に取り組む個人や各種団体、学校、企業等の交流促進に積極的に取り組むことにより、社会教育の推進と県民の生涯学習の機運醸成を図ることを管理の基本に据える。

ア 開館時間・休館日等

- ・平日及び土曜日 9:00～21:00
- ・日曜日及び祝日 9:00～17:00（現行より閉館時間が2時間繰り上げ）
- ・休館日 12月29日から1月3日の6日間（設備点検等により臨時休館する場合あり）
- ・現在、利用の少ない5階パソコン研修室を中研修室に変更し、稼働率を高めるとともに、無料Wi-Fi環境を整備する。

イ 利用料金・減免基準

- ・利用料金、減免基準ともに現行と同様。

(3) 県教育委員会との連携調整

- ・県教育委員会が行う事業に対して優先利用を確保する。
- ・従来どおり県教育委員会と連絡を密にし、県の生涯学習推進施策に従い、市町村や高等教育機関との連携事業等を実施していく。
- ・県教育委員会では令和6年度に県立夜間中学校を開校するなどの取組も進められており、県の取組に引き続き協力し、より幅広い方々に学びの場を提供していく。

(4) サービス向上と利用促進のための取組

- ・施設利用料金の支払いについてキャッシュレス決済を導入。
- ・5階講義室に新しい無料のLAN環境を整備。
- ・ロビーにコイン式コピー機を設置し、インターネット無料利用（1日最大60分）のためのWi-Fi環境を整備。
- ・レストラン・自動販売機の継続設置（レストランから各研修室に出前）。
- ・アンケート・窓口等で利用者ニーズを把握し、サービス向上に活用。

<p>条例名等</p>	<p>職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例)</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由</p> <p>活力ある地域社会の実現に資する活動への職員の参加を促進するため、地域活動に従事するための特別休暇を新たに設け、地域の活性化を図るとともに、職員の職務能力向上等に資する。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正</p> <p>職員の特別休暇に活力ある地域社会の実現に資する活動への従事により職員が勤務しないことが相当である場合として人事委員会規則で定める場合における休暇を加える。</p> <p>(2) 施行期日は、公布の日とする。</p> <p>【特別休暇の案】 ※人事委員会と協議中</p> <p>①休暇の対象として想定している活動</p> <p>ア 地域住民等を構成員とする自治会・町内会、自警団、自主防災組織などが行う、地域における生活環境の維持や防災等の活動(地域貢献活動)に、当該団体の構成員として従事する場合</p> <p><活動例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自警団等が行う見回り活動や、その準備を行う場合 ・地域の環境美化活動に参加する場合 <p>イ その他、鳥取県内の地域を対象として行われる地域貢献活動に参加する場合</p> <p><活動例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・部活動の外部指導者として活動する場合 <p>②休暇日数 年5日以内(有給休暇)</p>

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第16条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、<u>交通機関の事故、活力ある地域社会の実現に資する活動への従事</u>その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として人事委員会規則で定める場合における休暇とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第16条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として人事委員会規則で定める場合における休暇とする。</p> <p>2 略</p>

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第14条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、<u>交通機関の事故、活力ある地域社会の実現に資する活動への従事</u>その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として人事委員会規則で定める場合における休暇とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第14条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として人事委員会規則で定める場合における休暇とする。</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長期継続契約の締結状況について

[新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	小中学校課	物品 保守	複合機	1台	鳥取市田島721番地 株式会社エコービジネス	使用1枚当たり 黒 0.75円 カラー 7.30円	令和5年10月1日～ 令和9年9月30日	鳥取県立まなびの森 学園
2	鳥取工業高等学校	物品 保守	デスクトップパソコン プリンター スイッチングハブ	1台 1台 1台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	279,840	令和5年10月1日～ 令和9年9月30日	鳥取県立鳥取工業高 等学校
3	境高等学校	物品 保守	デスクトップパソコン プリンター	1台 1台	境港市浜ノ町147番地 株式会社やまさき	129,360	令和5年9月1日～ 令和6年8月31日	鳥取県立境高等学校